

旅費交通費規程

改訂 2019 年 8 月 13 日

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）の会員が、競技力向上事業に参加するため旅行した場合は、本規程にもとづき、旅費を支給する。

(支払方法)

第 2 条 旅費は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。

(源泉徴収)

第 3 条 旅費に加えて謝金を支給する場合は、本協会は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行い、旅費、謝金から源泉所得税を差し引いた金額を支給対象者に支払う。

(旅費)

第 4 条 旅費は、交通費、宿泊費ならびに日当とし、その額は【別表 1】、【別表 2】、【別表 3】および【別表 4】のとおりとする。

(交通費支給の原則)

第 5 条

1. 移動の際は原則、公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的、かつ、適正な交通手段による実費を支給する。
2. 公共交通機関利用による旅行が困難な場合で、その利用の必要性がやむを得ないことを確認できる理由書を提出した場合は、自家用車、レンタカー、タクシーを利用することができる。その場合は、事前に事務局長もしくは強化責任者、代表者の許可を得なければならない。
3. 自家用車で旅行したときは、ガソリン代を【別表 4】の金額で計算し支給する。
4. レンタカーを使用した場合は、レンタカー代金、レンタカー代金に含まれないガソリン代を支給する。
5. グリーン車やスーパーシートの利用は認められない。
6. 交通費支給を受けるには、【別表 5】の証拠書類を提出しなければならない。

(宿泊費支給の原則)

第 6 条

1. 業務上宿泊が必要と認められる場合、宿泊費を支給する。
2. 原則業務が複数日に渡る場合に宿泊を認めるが、業務が深夜または早朝のため移動が困難と認められる場合は、事務局長もしくは強化責任者、代表者の判断にしたがって前泊・後泊を認める。
3. 宿泊費は【別表 2】に定めるとおり、業務遂行場所により実費を支給する。

4. 宿泊費に夕・朝食代が含まれている場合は夕・朝食代も支給する。
5. 以下の場合には宿泊が伴っても宿泊費を支給しない。
 - ① 本協会が宿泊場所を提供したとき
 - ② 講師派遣などにより依頼元が宿泊費を負担した場合
 - ③ 寝台車、夜行の電車・バス・船舶などを利用した場合
 - ④ 実家など宿泊費が発生しない場所に宿泊した場合
6. 宿泊費の支給を受けるには、【別表 5】の証拠書類を提出しなければならない。

(その他の費用)

第 7 条 旅行中において業務に支出したその他の費用は、その実費を支給する。但し、支給にあたって、事前に事務局長もしくは強化責任者、代表者の承認を受けなければならない。

(自家用車の使用)

第 8 条

1. 業務の事情により移動・運送手段として使用する自家用車は、車検証を備え、かつ、必要な保険料および諸税金が滞りなく支払われているものに限る。
2. 交通法規を遵守し、常に安全運転に細心の注意を払わなければならない。

(旅行中の事故)

第 9 条 旅行中の業務中以外の事故に関しては、当人の責任において処理する。

(旅費の仮払い)

第 10 条 旅行を命ぜられた者は、事務局長もしくは強化責任者、代表者が必要と判断したとき、所定の手続きを経て旅行に必要な旅費の仮払いを受けることができる。

(旅費の精算)

第 11 条 旅行者は、帰着後 3 出勤日以内に、旅費を精算しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事務局長もしくは強化責任者、代表者の承認を受けたうえで精算を遅らせることができる。

(基準の優先)

第 12 条 旅費交通費の運用にあたって日本スポーツ振興センター及び日本パラリンピック委員会等の助成団体の基準が優先される場合には、その基準を優先する。

(規格外事項)

第 13 条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は平成 18 年 9 月 3 日から施行する。

平成 24 年 10 月 23 日	一部改定
平成 24 年 11 月 4 日	一部改訂
平成 25 年 6 月 29 日	一部改訂
平成 26 年 3 月 15 日	一部改訂
平成 27 年 6 月 13 日	一部改訂
平成 29 年 7 月 8 日	一部改訂
平成 29 年 5 月 18 日	一部改訂
2019 年 8 月 13 日	一部改訂

【別表 1】交通費

交通費（公共交通機関）				
JR・私鉄	新幹線	バス	フェリー	飛行機
運賃 運賃＋急行 運賃＋特急＋指定	運賃＋特急＋指定	運賃	2 等運賃	エコノミー

【別表 2】宿泊費

宿泊費	
1 泊につき	国内 宿泊費実費 但し、12,000 円 を上限額とする
	海外 宿泊費実費 但し、20,000 円 を上限額とする

【別表 3】日当

日 当		
国内	強化指定選手	1,000 円 / 日
	強化スタッフ	2,000 円 / 日
	強化コーチ	
海外		5,000 円 / 日

【別表 4】自家用車交通費

交通費（自家用車利用）
37 円／km（片道 1km 未満の端数切捨て）

【別表 5】証拠書類

航空賃		● 料金が確認できる請求書内訳（航空会社発行の料金表等）、銀行振込伝票または領収書 ● 搭乗を証明する資料（航空券の半券または搭乗証明書等）
車賃	自家用車	● 理由書 ● 交通経路など交通費が計算できる根拠資料 ● 実費を確認できる道路通行料金、駐車場代の領収書等
	レンタカー	● 理由書 ● レンタカー代の内容がわかる見積書、請求書、領収書 ● ガソリン代の領収書（レンタカーにガソリン代が含まれない場合のみ） ● 実費を確認できる道路通行料金、駐車場代の領収書等
	タクシー	● 理由書 ● 領収書
宿泊費		● 銀行振込伝票または領収書 ● 宿泊施設が発行する宿泊証明書